

「地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項」の設定について

1 促進区域（類型）の設定について

国及び京都府の環境配慮基準を参照し、自然環境保全地域等の促進区域から除外すべき地域やその他考慮すべき区域等を除外したエリアから促進区域の類型を抽出しました（資料 1 2）。候補地としては「福知山市エネルギー・環境基本計画」にて例示した産業集積地域（長田野工業団地）や住宅、農地等の他に公共施設や、申請を予定している「脱炭素先行地域」を挙げています。

<抽出方法>

- (1) 国の環境配慮基準を参照（裏面 表 1）
- (2) 京都府の環境配慮基準を参照（裏面 表 2）
- (3) 環境省アセスメントデータベース（EADAS）や京都府マルチハザード情報提供システム等にて国府が指定する地域を把握
- (4) 国府の環境配慮基準を踏まえて、脱炭素に対する姿勢について対外的な PR に繋がる区域や再エネ設備の導入により脱炭素化に大きく貢献する区域、再エネ導入ポテンシャルが高い区域等、考えうる促進区域の類型案等を整理（資料 1 2）

2 促進区域（類型）の設定に至る今後のプロセス

本日の審議会において委員の皆様より「地域脱炭素化促進事業に関する事項」（資料 1 2）についてご意見お願いいたします。

- (例) 促進区域として追加で設定すべき区域や設定すべきではない区域に関する意見
追加で設定すべき取組や設定すべきではない取組に関する意見

ご意見を踏まえて、庁内組織や関係機関等との調整を経て促進区域の類型を決定します。

《今後のスケジュール（予定）》

- | | |
|----------|--|
| 8 月下旬 | 「福知山市エネルギー・環境戦推進本部会議」にて「促進区域の類型」を決定 |
| 9 月～10 月 | 「促進区域の類型」に係る関係機関、関係者等と協議 |
| 11 月頃 | 「促進区域の類型」について議会説明
市オフィシャルホームページにて市民意見募集 |
| 12 月頃 | 市民意見を踏まえた議会への説明 |

(表1) 国の環境配慮基準

国の基準			
促進区域から除外すべき区域		市町村が考慮すべき区域・事項※	
原生自然環境保全地域 自然環境保全地域	自然環境保全法	区域	国立公園、国定公園 (左表①以外)
国立/国定公園の特別保護地区・海域公園地区・第1種特別地域(①)	自然公園法		自然公園法
国指定鳥獣保護区の特別保護地区	鳥獣保護管理法		生息地等保護区の監視地区
生息地等保護区の管理地区	種の保存法		種の保存法
		事項	砂防指定地
			砂防法
			地すべり防止区域
			地すべり等防止法
			急傾斜地崩壊危険区域
			急傾斜地法
			保安林であって環境の保全に関するもの
			森林法
			国内希少野生動植物種の生息・生育への支障
			種の保存法
			騒音その他生活環境への支障
			—

※ 促進区域を含む場合には、指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要な区域/促進区域の設定の際に、環境の保全に係る支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要な事項

出典「【環境省】地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック(第3版)」P13

(表2) 京都府の環境配慮基準(太陽光発電設備の場合。抜粋)

(1) 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域※		
環境配慮事項	促進区域に含めることが適切でないと認められる区域	区域等の設定根拠
土地の安定性への影響	・保安林 ・海岸保全区域 ・河川区域	・森林法 ・海岸法 ・河川法
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	・国指定鳥獣保護区 ・京都府指定鳥獣保護区 ・生息地等保護区 ・生息地等保全地区	・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 ・京都府絶滅のおそれのある野生動物の保全に関する条例
植物の重要な種及び重要な群落への影響	・生息地等保護区 ・生息地等保全地区	・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 ・京都府絶滅のおそれのある野生動物の保全に関する条例
地域を特徴付ける生態系への影響	・自然環境保全地域及び歴史的な自然環境保全地域	・京都府環境を守り育てる条例

(2) 考慮を要する区域・事項等※				
環境配慮事項	考慮に当たって収集すべき情報	①「区域設定」に当たっての考え方	②「事業計画認定」に当たっての考え方	情報の収集方法
騒音による生活環境への影響	・配慮対象(住宅、学校、病院、福祉施設等)の分布状況 ・用途地域(都市計画法) ・騒音の現況	・既存文献における発電設備と騒音に係る苦情発生との距離や現況を踏まえ、配慮対象(将来的に立地が想定されるものを含む。)から適切な距離を確保した上で、区域設定すること。	・騒音源となる工事や設備について、その種類や規模等を踏まえて、必要な調査、検討及び措置を行い、生活環境への影響を回避又は極力低減すること。 <必要な措置の例> ➢ パワーコンディショナーに囲いを設ける等の防音措置を講じる。 ➢ 施設の適切な維持管理を行い、異常音の発生低減を図る。 ➢ 発電所の供用に伴い、周辺住民の生活環境への影響が明らかとなった場合は、追加の防音措置を講じる。	・環境アセスメントデータベース(以下「EADAS」という。) ・環境省 太陽光発電施設等に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書 ・京都府環境白書
水の濁りによる影響	・取水施設の状況	・下流側に取水施設が存在する地域を促進区域に設定する場合は、その設定に当たり、事業計画の認定時に求められる地域の環境の保全のための取組の実施について、その可否を検討すること。	・計画地の下流側に取水施設が存在する場合は、その分布を踏まえて、必要な調査、検討及び措置を行い、水の濁りによる影響を回避又は極力低減すること。 <必要な措置の例> ➢ 必要な箇所に沈砂池や土砂流出防止柵等を設置する。 ➢ 沈砂池の土壌堆積状況、沈砂池排水口の洗掘状況等を定期的に確認し、適切に維持管理する。 ➢ 降雨後に沈砂池の土壌堆積状況、沈砂池排水口の洗掘状況等を適宜確認する。	・EADAS ・水道水質データベース ・河川管理者が有する情報